

# イスラーム法学のダイナミズムの根源に関する一考察

——法学派の形成過程を中心として——

櫻井 秀子

## A Study on the Origin of Dynamism in Islamic Law: The Process of Formation of *Madhhab*

SAKURAI, HIDEKO

### Abstract

The paper considers the origin of dynamism in Islamic Law by examining the formation process of *madhhabs* (of legal schools) with a special reference to Wael B. Hallaq's *Authority, Continuity, and Change in Islamic Law* (2001). This text examines the doctrines and practices of *madhhabs* within the historical context, and shows how *madhhab* functioned effectively in the Islamic world before the *Shari'ah* (Islamic law) system was integrated into the modern nation-state system. The paper explains the role and the qualifications of the *mufti* (jurisconsult) and the *muṣannif* (author-jurist) to better illustrate the structural diversity of *madhhab*, focusing on the legal practices such as *ijtihād*, *takhrīj*, *tarjīh*, and *taṣnīf*. In Hallaq's study, the plurality and diversity of *madhhabs* is considered as an important factor for both continuity and change in Islamic law, and its epistemological aspects are primarily explained. This paper further explains the ontological aspects of *madhhab* from the Islamic worldview, *tawhīd*, showing that the dynamism in Islamic law that stems from the diversity is an exact reflection of existential relationships based on *tawhīd*.

### Key Words

Islamic law, W. Hallaq, *madhhab*, *mufti*, *tawhīd*

### 目 次

1. はじめに
2. マズハブの形成と法学者の権威の類型
3. タクリードの重層構造
4. ムフティーとカーディー
5. マズハブとイスラームの存在論

### I. はじめに

イスラーム世界にシャリーアという固有な法が

存在するという認識は、その理解の正誤のいかんにかかわらず、一般化の傾向を示している。シャリーア・コンプライアンスという専門用語が定着し、イスラーム金融およびその他の商品市場や、女性の服装などに対して法的見解が示される中（櫻井2008）、ファトワー（fatwā：法学者の見解、法令）という用語もしばしば用いられるようになりつつある。ただしシャリーアやファトワーという用語が欧米語でも日本語でもそのまま音写される背景からは、それらの用語そのものに内包される異文化性が、容易にその他の文化に置き換えられない現実があることが見てとれる。便宜上シャリーアは、イスラーム法と翻訳され、その訳

語はイスラーム世界に近代法とは異なる独自の法体系があることの理解の一助にはなる。しかし他方では、それが固定化されることによりシャリーアの本質が見失われ、その意味が矮小化されることが指摘されている（黒田 2004: 25-27）。

シャリーアをイスラームの法体系という限定的観点からとらえるにしても、その構造については、個別の学派や学問の内容、法的見解の説明にとどまり、全体像が明らかにされているとはいえない。イスラーム法学における学派はマズハブ（madhhab）と呼ばれ、イスラーム法の体系を理解するための重要な鍵の一つであるが、そのような学派が形成され、具体的にどのような機能を果たしたかについて、1400年近くにおよぶその実績を検証するには、イスラーム法学者に匹敵するほどの知識と技量をもって、今なお生き続ける法の源流に挑まねばならない。しかしアジアを停滞から分析することになれた、いわゆるオリエンタリズム的な学的伝統においては、このマズハブも硬直的な組織として提示されるのが一般的であった。すでにその誤謬の詳細は指摘されているので（黒田 2010: 407-408; Hallaq 3-41; Vikør 2005: 12-16）、ここではその詳細はあえて繰り返さないが、オリエンタリズム的なイスラーム法学研究の基礎には、12世紀半以降はイスラームの法学的教義は発展せず、変化を拒む硬直した教義は法的実践との乖離を生み、人々はもっぱら慣習法と世俗法を頼りにしたという前提が横たわっている。

だが他方では、そのようなイスラーム法の形骸化を、ファトワー（法的見解）の具体的事例をもって反証する研究がある（ガーバー 1996）。そこで提示されているのは、法体系、解釈、実行組織等が硬直し形骸化していれば決してありえない、数々の法的実践である。さらに経済と関わりの深い、土地取引やワクフ（寄進）に関するファトワー集の研究では、民衆の生活の中で発揮されたイスラーム法のダイナミズムが提示されている（Leeuwen 1999; Joseph 2012）。そしてこれらの研究は共通して、従来の研究とは異なるイスラ

ム法のダイナミズムを証明している新たな研究として、W・ハッラークの法学研究に言及している。

この先端的なイスラーム法学研究の一部はすでに邦訳されているが（ハッラーク 2003; 2010）、本稿では、イスラーム法学派の構造に焦点を当てその細部の厳密な論証につとめたハッラークの *Authority, Continuity, Change in Islamic Law* (Hallaq 2001) を参照しながら、イスラーム法学者たちがマズハブの権威を堅持する一方で、変化を積極的に採り入れることを可能にしたその構造を明らかにし、最後にそれとイスラームの存在論との関係について論じることとする。

## II. マズハブの形成と法学者の権威の類型

### II-1 マズハブと法学者の権威

イスラームの主な法学派としては、スンニー派では、ハナフィー派、マーリキー派、シャーフイー派、ハンバリー派の四法学派があり、他方、12イマーム・シーア派にはジャアファリー派がある。各学派名は、学派創設者名に由来し、スンニー派はアブー・ハニーファ（Abū Hanīfa: 767年没）、マーリク・イブン・アナス（Mālik Ibn Anas: 795年没）、ムハンマド・イブン・イドリース・アッ＝シャーフイー（Muhammad Ibn Idrīs al-Shāfi: 820年没）、アフマド・イブン・ハンバル（Ahmad Ibn Hanbal: 855年没）の4人を学祖とし、シーア派はジャーファル・アッ＝サーディク（Ja'far al-Sādiq: 765年没）を学祖とする。スンニー派とシーア派の法学は、それぞれ法源、方法論に相違があるため、個別にその法体系の特性を検討する必要があることから、本稿ではまずスンニー派の法学派（以下、法学派）を考察の対象とする<sup>1)</sup>。

法学派を構成する法学者の権威は、神の啓示の原文に直接対峙し、それが有する法的潜在性を法学的に証明すること、すなわち教義を導出することにより認識される（Hallaq 2001: 24; Weiss 2005: 3）。そのような立証がなければ啓示は法的要素を欠き、単なる神の言葉にとどめられ、そこ

から神の意志を読み取ることは困難となる。そして法源である聖典クルアーン、スンナ（預言者の言行）、イジュマー（ijmā'：権威ある法学者たちの合意見解）から法的推論を経て教義の導出する学的努力は、イジュティハード（ijtihād）と呼ばれる。それを行使する法学者であるムジュタヒド（mujtahid）には、きわめて広範かつ深遠な知識が求められ、ムジュタヒドは法学理論のみならず、クルアーン解釈、ハディース（伝承）批評、法言語、法的見解の廃棄の理論、実定法、数学、見解の不一致に関する学に精通していなければならない（Hallaq 2001: 24, 2009: 66）。つまり神の意志を法的に明証する能力や実践、努力が、法学者の権威を構成する。

イスラームの法学的権威はヒジュラ暦2~3世紀（西暦8世紀から9世紀）にかけて拡散し、その結果として学派が乱立し、かえってその発展が阻害される状況にあった（Hallaq 2001: 42; Weiss 2005: 2）が、その後の1世紀の間にそのような状況は階層的な権威の構築へと転じていく。ハッラークによれば、イスラーム勃興から4~5世紀を経た西暦10世紀末~11世紀初頭までに、法学者の業績はタバカート（ṭabaqāt：法学者列伝、法学者の伝記集）に記されるようになるが、それ

は10世紀中ごろのマズハブの成立を反映するものである（Hallaq 2001: 2）。そして *Authority*~では、タバカートにもとづいて分類された法学者のカテゴリーの分化のプロセスを明らかにしつつ、権威の継続と変化について明らかにする試みがなされている。

法学者の権威は神の意志を法的に明証する専門的知識と実践力に深く関わっているが、高度な専門性を要するイジュティハードの行使は、一部の法学者にしか可能でないため、これまでのマズハブの構造は、イジュティハードを行うムジュタヒドとその判断に従うムカッリド（muqallid）に単純二分化されてとらえられる傾向にあった。上述したとおり、オリエンタリズム的な観点によれば、創造的解釈としてのイジュティハードの機会と必要性が逡減していく状況は、革新性と理性的判断を欠く停滞の時代の到来に他ならず、ムカリッドに対しても理性的な判断を欠く追従の意味に限定されていく。しかしハッラークは、イジュティハードの内容とそれを行うムジュタヒドについて時代を追って検証し、そこから派生する重要な法解釈の技術とそれを行う法学者集団の存在を明らかにすることによって、法学派が確立されたといわれる10世紀中盤を、停滞の始まりではなく、

表1 法学者の分類

| イブン・ルシュド<br>〈マーリキー派〉 | イブン・アッ=サラーフ<br>〈シャーフイー派〉                             | イブン=カマール<br>〈ハナフィー派〉                  |
|----------------------|--|---------------------------------------|
| グループ 3               | [1] 学派の創始者とそれに比肩するムジュタヒド（独立したムフティー、絶対的）              | ランク1 イマーム                             |
| グループ 2               | [2]-1（イマームに対するムカッリド：名称なし）                            | ランク2 マズハブ内での高位のムジュタヒド：アブー・ハニーファの直弟子など |
| グループ 1               | [2]-2 限定的ムジュタヒド：タフフリージュ（アスハーフ・アル=ウジューフ、アスハーフ・アル=トルク） | ランク3 ムジュタヒド：イマームの教義内でのイジュティハード        |
|                      | [2]-3 ムサンニフ  | ランク4 ムハッリジュン：タフフリージュ                  |
|                      | [2]-4 伝達者：I, I-1, I-2の教義を伝達                          | ランク5 ムラッジフーン：タルジーフ                    |
|                      | [2]-5 カーシル：補完的役割、未熟者                                 | ランク6 ムサンニフ：法学書の著者                     |
|                      |  | ランク7 最下位のムカッリド                        |

\*Hallaq (2001:1-23) より筆者作成

次の発展の段階へ向かう時期ととらえ直し、さらにその継続性についても考察している。

ハッラークは、時代の異なる次の3人の法学者による権威の分類を比較しながら説明しているが、その説明を簡潔に行うために、以下のようにそれぞれの類型を表にまとめた。ただし後述する通り、学派創設者の欄を除く各欄については、相互浸透的に関係している点に特に留意ながら参照する必要がある。

それでは以下において、Hallaq (2001: 1-23)を参照しながら各分類をまとめて個別に検討していくこととする。以下、順を追って分類の基準を示すが、それを構成する法学者の知識や方法論、実践の具体的内容については、ここでは訳語を示す程度にとどめ、次節において検討を行う。

## II-2 イブン・ルシュドによる分類

コルドバ出身のイブン・ルシュド (Abū al-Walīd Muhammad Ibn Rushd: 1198年没)は、西欧においてはアヴェロエスという名のもとアラブ哲学の碩学として有名であるが、法学者、裁判官としても活躍した学者である。表1の示す通り、イブン・ルシュドは、当時のマリーキー派の法学者を3つのカテゴリーに分類した。ハッラークによれば、これ以前に法学者の類型を示した文献はなく、それは最初のタバカート (法学者の伝記集)の編纂時期との関連からみても当然のことであるという。

第1グループの法学者は、法の見解の論証の方法について知らぬままマリーキー派の教義を受け入れ、学派創設者のマリークと彼の教友の見解を単に記憶する。この点においてムカッリドに分類される。彼らは真正とされる法の見解をその他の論拠脆弱な見解と区別することはできず、学派の教義の重要性を理解するに足る知識を備えていない。したがって、ファトワー (法の見解)を発する資格はなく、この意味においてムフティー (muftī: ファトワー発布の資格を有する法学者)ではない。

第2グループは、マリーキー派の教義にもとづ

く基本原則について理解しており、その理解にもとづき教義の有効性を受け入れている。彼らはマリークと彼の教友の教義を暗記しており、法学派に則する見解とそれ以外の見解を区別することができるが、他方、法的知識や能力のレベルに関しては、啓示のテキストやマズハブの創設者が示した法の見解から、法令を導くことができるほどの知識・能力は持ち合わせていない。したがってマリーキー派内において前例のある範囲については、限定的イジュティハードを行使しファトワーを発することは可能であるが、新たな法的判断の発見につながるような、創造的イジュティハードの行使はできない。カーディー (qādī: 裁判官)は、ここに分類される。

第3のグループは、マリークと彼の教友の教義に深く精通し理解している。第2グループと同様、マリーク派に則した真正な見解と、論拠脆弱で法学派に則さない見解を区別し、さらに啓示のテキストを法学派の一般的な諸原則にもとづいて独創的に論証する能力を備えている。彼らは創造的イジュティハードを行うことができるムジュタヒドであり、彼らに求められる資質は、教義の記憶量ではなく、洗練された法的論証やクルアーン、スンナ、イジュマーについての緻密な知識である。法学者がこの傑出したレベルに達しているかについての認識は、法学者が所属生活を共にする法学者の専門集団からなる共同体による客観的認識と、法学者自身による主観的認識の双方向からなされる。

## II-3 イブン・アッ=サラーフの分類

ダマスカス出身のイブン・アッ=サラーフ (Abū 'Amr 'Uthmān Ibn al-Salāh: 1245年没)は、シャーフィイー派のムフティーであり、彼の時代にはすでにマズハブが確立されており、その状況を反映するかのように、イブン・ルシュドよりも学派に対して忠誠を自覚させるような分類を行っている。イブン・アッ=サラーフは、以下のように法学者 [1] 独立したムフティーと、[2] 独立していないムフティーの二つのカテゴリーに

大別し、カテゴリー [2] をさらに5つのタイプに分けている。

カテゴリー [1]：独立したムフティーは、絶対的と称され、法学原論 (usūl al-fiqh) と法令 (fiqh) の専門知識を備え、見解の不一致に関する学や数学に長けていなければならない。法学派の創設者たちがここに分類される。

カテゴリー [2] タイプ1 (以下、カテゴリー [2] は省略)：このタイプのムフティーは、[1] のムフティーの見解に従うという意味においてはムカッリドであるが、カテゴリー [1] の絶対的ムジュタヒドと同レベルの高い知識と能力を備え、ほぼ肩をならべている。したがって、カテゴリー [1] とタイプ1の間には厳密な区別はなく、この分類のムフティーに特定の名称がつけられていない。また例外としてここに組み入れられている法学者に、学派の創設者の見解にも法的推論にも従わない独立したムジュタヒドがいるが、これは彼らの教義が後代になってシャーフィイー学派の伝統に編入されたという特殊事情を反映しているという。ハッラクは、このカテゴリーのもつ不明瞭さから、学祖といわれる法学者のみがもっぱら学派の興隆と発展に責任を負っているわけではない点を読み取っている (Hallaq 2001: 9)。

タイプ2：限定的ムジュタヒドであり、イジュティハードを行う能力は備えているが、ハディース (伝承) の知識やアラビア語の習熟度において劣るため、独立した絶対的ムジュタヒドの要件を備えていない。彼らは法源から法を演繹する (takhrīj: タフリージュ) 専門家であり、一般にはムハッリジュン (mukharrijūn) と呼ばれるが、アスハープ・アル=ウジューフ (ashāb al-wujūh 真正な見解の側面を示す教友)、アスハープ・アル=トゥルク (ashāb al-ṭulq 信仰の道を示す教友) と呼ばれる<sup>2)</sup>。彼らはまれにイジュティハードに臨むことがあるが、すでに学祖によって個別事情に関する決定が下されていれば、あえて対抗するような論証には挑まない。よってタイプ2の法学者の権威はあくまで2次的であり、彼らのファトワーに従う人々は、タイプ2ではなく

カテゴリー [1] のムカッリドとみなされる。

タイプ3: 11世紀末までに活躍した多くの法学者がここに分類される。訓練の施された知性を備え、自らが所属する学派のイマームの教えを暗記するほど知り尽くしており、その方法にも精通した専門家である。彼らは、マズハブの権威ある教義、法的推論の方法、法学原論の詳細、その他イジュティハードを実践するために必要な種々の手段に劣るため、タイプ2の域には達しているとはみなされはしないものの、ムフティーとして学派の権威的で明確な教義を命じたり、精緻化することに貢献した。法の演繹に関しては、すでに確立された判例を基礎に新たな事例に対して法的推論を行うことが許されている。さらに彼らはムサンニフ (muṣannif: 法執筆者) として活躍し、優位性のある法的見解を著作に記し、権威ある研究業績を多く後世に残した。それらはイブン・アッ=サラーフを含む後代の法学者たちの熱心な研究の対象となった。

タイプ4: マズハブの教義の保持者にして伝達者。教義の事例を逐一理解しているが、法的推論を行う能力は弱い。よって彼らのファトワーは、イマームとその教友の示した学派の権威的な見解を伝達するにすぎない。彼らが伝えるのは、カテゴリー [1] とタイプ1、そして定義上タイプ2のファトワーもそこに含まれる。彼らは投げかけられた問いに対する解答となりうる判例を求め、その類推が論理的に正しいと判明されたならば、それをその事例に適用する。

タイプ5: このタイプは公式的な法学者の分類から除外される法学者であり、あくまでも補助的な法学者である。彼らは自分自身で自らの見解の正しさを独立して論証する知識や方法を備えておらず、学派の文献を数冊学んだ程度にとどまっている。しかし町にムフティーがいなければ、このタイプ5の人物が、信頼のおける文献に解答を見出し、ムフティーに代わって判断しなければならないという立場にある。タイプ5を設けた背景には、まったく解答の得られないままに放置されるよりは良いという判断があり、法の実践性を考慮

したこのような対処は、民衆の日常生活に根を張った法体系の構築に大きく貢献していると考えられる。

以上から明らかなことは、カテゴリー [1]、およびタイプ1といった、絶対的ムジュタヒドのランク、および限りなくそれに近いランクの法学者でなくともファトワーを発することが可能なことである。ただし、この点についてイブン・アッ＝サラーフは、本来ムカッリドの法学者が、絶対的ムジュタヒド格のムフティーのごとく、ファトワーの起草者としてふるまってはならず、あくまでも学派のイマームの見解として示さなければならぬと述べている。

#### II-4 イブン・カマルの分類

さらに時代が下り16世紀になると、イブン・カマル (Ottoman Shaykh al-Islām Ahmad Ibn Kamāl Pāshāzādeh: 1533年没) がハナフィー派の法学者分類を作成し、それは以前の分類よりもさらに細分化され、7つのランクから構成されている。

ランク1: 独立したムジュタヒドで、基本的な法の原則を打ち立て、他の誰に依拠することなく、クルアーン、スンナ、合意、類推といった四法源から法令を独自に導く。このランクは四法学派の学祖、すなわちアブー・ハニーファ、マリーク、アッ＝シャーフィイー、イブン・ハンバルの4名から成るが、その他、この4名と同等の資質を備え実践を行ったにもかかわらず、法学派としてその名を残すことがなかった法学者たちも含まれる。

ランク2: マズハブ内の高位のムジュタヒドのランクで、アブー・ハニーファの直弟子であったアブー・ユースフ (Abū Yūsuf) やシャイバーニー (Shaybānī) はここに属する。彼らはアブー・ハニーファの法原則に則して法令を導くことができる。彼らは法学的見解について多くの点でアブー・ハニーファと異なっていたが、法原則においてはアブー・ハニーファに従った。他方、アッ＝シャーフィイーは、アブー・ハニーファとは

異なる法学的見解を有するにとどまらず、その相違を原則にまで高めたことから、別の学派の成立へと至った。

ランク3: アブー・ハニーファが法学的見解を示さなかった個別事例についてイジュティハードを行使する。彼らは法理論、方法論、判例の知識のいずれにおいても、イマームに異を唱える能力はないので、イマームの導いた法原則にしたがって、先例のない事例を解決する。

このランク以下は、イジュティハードではなく、タクリド (taqlid) を行う法学者 (ムカッリド) によって構成される。

ランク4: ムハッリジュン (タフフリージュを行う法学者) から成る。彼らは先人の法理論の内容や導出の方法を熟知しており、二つ以上の法学的見解の候補があれば、どれが正しいかを法的推論と類推によって判断すること (タフフリージュ) ができる。

ランク5: ムラッジフーン (タルジーフ＝優位性の判定をする) と呼ばれる法学者から成る。彼らは厳密な推論、ないしは公益に照らして、先人によって導かれた複数の法令のうち一つに対して優位性を付与する。

ランク6: ムサンニフ (法執筆者) を指す。彼らは、真正な見解、権威ある見解とそれ以外の見解を区別する能力を有し、法学書を執筆するに当たり、論拠脆弱な見解、権威に劣る見解を含まないように慎重を期す。権威ある法学入門書の執筆者たちもこれに含まれる。

ランク7: 最下位のムカッリドであり、訓練された者もされていない者も両方含まれる。

#### II-5 類型の比較

以上の3つの分類を比較して一目瞭然なのは、時代を経るごとに分類の基準が増加していることである。そこには法解釈の方法の変化と法学の専門性の分化が反映されている。ハッラークは、イブン・ルシュドの類型について他の二つの分類に比べてゆるやかであり、学派に対する忠誠や階層的な権威がない、もしくはそれらを意識しない傾

向があることを指摘している。それが顕著にあらわれているのは、最下位レベルの法学者を第1グループとしている点と、学祖であるマーリクとその教友たちが類型の中に含まれていない点である。後代の類型であるイブン・アッ＝サラーフとイブン・カマルの分類では、絶対的ムジュタヒドとして学祖とその教友たちに対して最高位が割り振られているのに対し、イブン・ルシュドの分類では、解釈のレベル別にグループ分けをしているにすぎず、学祖と教友を特別なムジュタヒドを頂点とするハイアルキーの構造はいまだ構築されていない。

ここでハッラークがイブン・ルシュドの見解の中で重要なものとして指摘しているのは、「第3グループのムジュタヒド級のムフティーが備えるべき資質は時代が変遷しても不変である」(Hallaq 2001:7) という点であり、これに照らせば学祖のマーリク自身や彼の教友が行ったイジュティハードと、後代の法学者のイジュティハードは、そのレベルにおいて何ら異なることはない。イブン・ルシュド自身のイジュティハードもおそらくそこに含まれるという。そこにはイマーム級のイジュティハードを行使できるムジュタヒドが、同時代に存在したことが示されている。

そして何よりも興味深い指摘は、四法学派のイマーム（学派を創設した学祖）の法学的見解が、その恩師や教友、弟子の法解釈から卓越して優れていたわけではなく、法学派形成の際にイマーム以外の見解がイマームの名のもとに学派形成の礎になったという点である。したがって法学的見解やそれを導く知識や方法論の観点からみれば、イマーム級の法学者は数多く存在したのである。そして自らの法学的業績がイマームの名のもとに学派に収斂していくことに対して、抗議しようと思えば可能な立場であったはずの法学者たちも、むしろ自らの法学的業績を学派の知的財産として加えて学派創設に寄与した印象さえある。この点については、ハッラークは「法の領域からは超然とした地位とそれを構成する要素を必要とするといった観点に照らすと、法学的権威というものは何かの源に依拠

せねばならず、それは個別的な法的人格としての法学の第一人者でなければならなかった」(Hallaq 2001: 31) と述べている。

特に年代的に最初の学派であるハナフィーの創設は遡及的になされ、イマームであるアブー・ハニーファの業績には恩師のハンマードや、知識・能力の点で比肩する二人の弟子、アブー・ユースフとシャイバーニーの業績が取り入れられた。ハッラークは、アブー・ハニーファのもとハナフィー派の法学 (fiqh: フィクフ) が形成されていく過程を、後代のハナフィー派の法学者イブン・アービディーン (1836年没) の次の比喩を引用し説明している。「フィクフは、アブドッラー・イブン・マスードによって植えられ、アルカマによって水を与えられ、イブラヒーム・アン＝ナハーイーによって収穫され、ハンマードによって脱穀され、アブー・ハニーファによって挽かれて粉となったものが、アブー・ユースフによってこねられ、シャイバーニーによって焼き上げられた。そしてムスリムは彼のパンによって養われている。」(Hallaq 2001: 27)

さらに続けて、マーリキー派のイマーム、マーリク・イブン・アナスが自著 *al-Muwatta'* について述べている点が次のように紹介されている。「実際、本書の内容の大部分は私の見解ではなく、むしろ多くの指導的立場の学者から聞き及んだものである。……それらはある時代からある時代へと引き継がれた遺産である。私が『私の見解』と述べる時、それは [彼らが] 合意に達した事がらを意味している。私が「われわれが有すること」という時、それはわれわれの間や地域で実践されており、法学者たちが適用し、さらに一般人と法学者の双方になじみのある事がらを意味している。私が「ある法学者の [有する]」といえ、それはある学者たちが支持し、さらに私が支持したいと思う見解を指すのである。……」そして最後には、まったく前例のない場合に、スンナや法学者の教義、地域に続く実践にしたがって、啓典のテキストに対しイジュティハードを行い、ある法学的見解を練成することが述べられている

(Hallaq 2001: 34).

このように法の見解の複数性が学派の乱立とはならず四法学派に収斂していった理由については、ハッラークの指摘による権威の認識論的な観点に加え、存在論的な観点から考察される必要があると考えられ、これについては本稿の最後において考察したいと思う。

ところでイブン・ルシュドの分類では、もっぱら啓示のテキストに対し直接イジュティハードの行使を行う可能性の有無が基準となっており、そのレベルに至らない法学の方法については言及されていない。だが法学原論の整備や、その研究・習得が進展した結果、従来のイジュティハードとは次元の異なる方法が用いられるようになり、ムジュタヒドの判断に従うという意味の用語であるタクリードの意味が多義的となる。[表1]に示されるように、法の真正さを証明する方法としてイブン・アッ=サラーフの分類に登場するタフリージュやタスニーフ、さらにイブン・カマールの分類のタルジーフが加わっていく。次節では、タクリードの多義性を、イジュティハードとは異なるこれらの用語の意味や、それらを行行使するムフティーの重層的で関係的な職務機能を明らかにしよう。

### Ⅲ. タクリードの重層構造

#### Ⅲ-1 ムッカリド格のムフティーの登場

ハッラークは、タクリードの両義性にもとづき、「法学者の分類 [表1]」をタクリードの種類にもとづいてあらためて分類しなおしている。まずその一つは、一般人が行う追従に等しいタクリードであり、初期の法学では法学者がそのようなタクリードを行う余地など、まったく考えられなかったような部類のものである。それはイブン・ルシュドのグループ1、イブン・アッ=サラーフのII-5、イブン・カマールのランク7である。他方もう一つのタクリードは、教義が導かれた方法について完璧な知識を備えている法学者が、その原則を受け入れてその法令を適用するという意味におけるタクリードである。すでに諸原

則が啓示のテキストから直接導かれていることから、彼らはそれらを繰り返し証明することには興味がなく、むしろ彼らの努力はそれらの諸原則の意味や論拠、推論を十分に理解し実践することに向けられる。彼らの行うタクリードは、より厳密にはイッティバー (ittibā) と呼ばれ、諸原則の重要性を理解し、その应用到に精通した法学者が、イマームをはじめ学派のムジュタヒドの権威を受け入れることを含意する。

そこには学派に対する忠誠があるが、それは、学派の黎明期から現在に至るまで学派として築かれた法の見解の伝統の知的権威を、深い知識と経験にもとづいて理解・認識した結果生じるものである。よってその忠誠は、学派創設者であるイマームやその他の絶対的ムジュタヒド個人に向けられているのではなく、その学派の学問的な蓄積全体に対するものである。このような忠誠にもとづき、学派の継続性とそれゆえの安定性、予測可能性、確定性を正当化するムカッリド格の法学者たちは、イブン・ルシュドのグループ2と3、イブン・アッ=サラーフのII-1~4、イブン・カマールのランク4~6に分類される。

#### Ⅲ-2 ムハハリジュンとムラッジフーン

ハッラークは、このようなムカッリドの中でもイブン・アッ=サラーフの分類における [2]-タイプ2に新たに登場する、ムハハリジュンと呼ばれる法学者たちを、マズハブ発展の鍵となった集団として重要視している。彼らはタフリージュという、学派内限定のイジュティハードの方法によって法源から法を導く専門家である。前節ですでに述べたとおり、学派の教義に卓越したムハハリジュンは、前例のない事例に対してはイマームの方法にしたがってイジュティハードを行行使し、他方、前例のある事例に対しては学派の教義の中で最高の見解を見出す行為によって、共有された権威的教義を維持・推進する。彼らはマズハブの伝承者とみなされ、学派を成熟期へと前進させた彼らの貢献は大きい。ある法的判断のために二つ以上の法の見解の候補があれば、彼らはどれ



が正しいかの認定 (tashīh : タスヒーフ) を、法的推論と類推によって行った。そしてマズハブの初期形成がほぼ終了する 10 世紀中頃には、ムハリジューンのような学派内に限定されたムジュタヒドが、マズハブの権威的な見解を追究しその最高権威を抽出することは、望ましい業績の一つとみなされていたという。

さらに時代が下ると、タクリードの内実はタフリージュから、タルジーフへと変化していく。それは、イブン・カマルの分類のランク 5 に相当する。この段階では、タクリードすべき道としてのタスヒーフ (真正さの認定) は、タルジーフ (優位性の認定) を通じてなされるが、それは複数ある法的見解の候補の一つに、厳格な推論もしくは公益に照らして導かれた優位性を付与することを意味する。タルジーフを行う法学者は、ムラジフーン (murrajiḥūn) と呼ばれる。

タルジーフにおいては、まず矛盾、不一致の有無にもとづき「真正な見解 (ṣaḥīḥ : サヒーフ)」か否かが判断されていくが、真正な見解がなお複数あれば、そこからさらにいずれが「より真正な見解 (aṣṣaḥīḥ : アサフフ)」であるかが判断されていく。ここにはもはや、限定的なイジュティハードさえも行使される余地はなく、膨大な法的見解の中から最も権威的な見解を見出すことによって法的判断が下される。その際の基準は法的見解を支える法的推論の過程の真正さと説得力、ならびにそれにもとづく法学者によるその見解の受容の程度であり、さらにハッラークの指摘によれば、それには法的実践の現場において適用される頻度も組み入れられる場合がある。

そしてハッラークがもう一つ別の角度から、重要なタクリードとしてあげるのが、法学書の執筆・編纂である。この任を負うのは、権威ある法学入門書や注釈書、ファトワー集を執筆する法執筆者であり、彼らはムサンニフと呼ばれ、イブン・カマルの分類ではランク 6 として明示されている。ムサンニフには数々の権威ある見解を引用し並置する能力に長け、そこに自らの注釈を加え、反論と議論を展開する資質が備わっており、

彼は法学書において法的見解に関する論議を著述する行為 (taṣnīf : タスニーフ) を通じて、普遍的に適用可能な法的規範を構築する一方、法的見解の中に含意されている変化を明確にする。つまり法学書において論じられる法学の原則は普遍的であるが、そこで論議の対象となっている事例とそれに対する法的見解は、たえず入れ替わっていく。そのような流動的な変化は、ムサンニフが自著に含まれるべき法的見解とそうではない見解を決定することにより、そこで選択された見解が内包する法的変化が合法的なものとして判断された結果生じるものなのである。

説明の都合上、ここではムハリジューン、ムラジフーン、ムサンニフと個別に説明したが、ハッラークによれば一人の法学者がすべてこの法的実践を行うことは、歴史上、多々認められたことである。さらにこのような法的実践は、ムカッリドとしての行為とみなされるが、その解釈の学的行為の質の観点から立てば、ムジュタヒドと同等にあるという。実際、8 世紀から 11 世紀は、「ムフティー＝独立したムジュタヒド」という等式が堅持されていたが、13 世紀には、絶対的で独立したムジュタヒドがすでに存在しないことが認識され、学派限定のムジュタヒドがファトワーを発することが許されていた。その後は限定的ムジュタヒドがない場合には、ムカッリド格の法学者がムフティーとなることが認められ、最終的には、ムジュタヒドの存否にかかわらず、ムカッリドがムフティーとなることが認められたのである (Hallaq 2001 : 70)。ただし、このような容認の背後に、タクリード自体の方法の精緻化と確立があることを忘れてはならないであろう。

さらにハッラークは、マズハブの創成期に行使されたイジュティハードは、創造的、革新的な法的見解を導き法的変化に貢献したと位置付けられるが、マズハブの成熟期以降においてタフリージュやタルジーフ、タスニーフの行使によってなされたタクリードは、それ以上に法的変化を引き起こす手段として機能していると指摘している。そして「法的変化は、その場限りの方法で発生する

わけではなく、まさに法の構造の中に構築された過程の中に埋め込まれている。それは構造的な特徴なので、法学者は当然のこととしてそれを生じさせるのである。」(Hallaq 2001:240)と結論づけた。イスラーム法学研究の伝統に深く根を下ろした定説、すなわち変化とは無縁の硬直化したマズハブ像は、単なる「想像の産物にすぎない」ことが強調されている。

以上においては、ムフティーとムサンニフが法的変化に深く関わり、それがマズハブの構造の中に組み込まれたシステムである点が明らかにされたが、次節では、マズハブに関わるもう一つの重要な法的職務である、カーディー(裁判官)の下す判決の権威の源に関するハッラークの考察を敷衍する。

#### IV. ムフティーとカーディー

ハッラークは、カーディーが実定法の構成を通じて法的発展に寄与したというシャハト(Schachat)等の見解は、8世紀までの初期の段階にのみ当てはまることであり、それ以降は、ムフティーとムサンニフの領域となった点を、ムフティーとカーディーの関係から説明している。まずカーディーの権威の所在についてだが、初期の頃は、絶対的ムジュタヒドか、もしくは中でも法的推論に長けた限定的ムジュタヒドがカーディーの任についた。しかし12世紀頃にはそのようなムジュタヒドはすでに存在せず、ムカッリドにカーディーになることを禁じると法が機能不全に陥るため、ムカッリドがカーディーとなることが認められるようになる。そのムカッリド格のカーディーが判決を下す際には、マシュフル(mashhūr: 広く普及した)な見解に従うことが求められるが、その見解はムフティーによるタスヒーフ(真正さの認定)を経てマシュフルになった見解でなければならない。マシュフルの根拠は、強力は論拠、もしくは多数の支持という数の重みに求められるが、明確な定義はなされていないという。

ハッラークは、カーディーが判決に際しムフテ

ィーにその根拠となる法的見解を求めなければならないという事実から、法の専門家はカーディーではなくムフティーであると結論づける。そして次のようにムフティーの法的職務を優位とみなす理由を述べている(Hallaq 2001:192)。まず法学原論(usūl al-fiqh)の方法論における最終目標は、ムジュタヒドによって行使されるイジュティハードであり、それはカーディーではなくムフティーの専任行為である。第2には、オスマン朝を除き、ファトワーの発布機関は政府から独立していたが、他方カーディーは政府の介入と圧力のもとにあり、腐敗と世俗的誘惑にさらされていた。第3には、カーディーの判決が実定法の成果の中に取り入れられることはほとんどないが、ムフティーのファトワーは、実定法を具体化し拡大するための重要な基盤であり続けた。第4には、裁判官の判決は個別的であり、その事案の関係者の利害の枠を超えることはないが、ムフティーのファトワーは、普遍的、一般的で、類似する事例に適用可能である。さらに、無知・無能なカーディーの判決であっても、それがムフティーのファトワーに依拠している限りは、その判決は有効という見解も紹介されている。

ここで強調されているのは、ムフティーの指導のもとカーディーが判決を下したことであり、それが示唆することは、カーディーの判決にあらわれる諸変化は、マズハブの教義の変化のあらわれに他ならないということである。そしてその変化は、時代の変化と公益を考慮しつつマズハブの基本見解に則してファトワーを発するムフティーと、最終的に法令集に編入していくファトワーを認証しその入れ替えを行うムサンニフによってもたらされるものなのである。

9世紀から10世紀の間に、独立したイジュティハードの可能性が劇的に低下するにともない、学派への忠誠の証としてのタクリードがあらわれ、それがマズハブという一つの共通の尺度を共有する現象が立ちあらわれた。ハッラークはそれを権威が遠心的、かつ多様に展開した現象であると述べ、それなくしては法そのものも存在しえな

いほど重要であると指摘している (Hallaq 2001: 85). そして最後には、そのような見解の複数性があったからこそ法的变化が起こり、それに順応しつつも、一貫した継続性を得ることが可能であったと結論づけ、「法の見解の相違の中には、神の恩恵が宿っている」という格言は空疎なものではなく、それが確かに真実であることが証明されたと締めくくっている。

## V. マズハブとイスラームの存在論

結論におけるハッラークの説明によれば、権威の確立過程は認識的行為 (epistemic act) と深く関わっている。つまりその過程においてイマームたちは、先人や後継の法学者たちの関係から切り離され、直接クルアーンの原典にあたって天才的な解釈の能力を発揮する「非凡な法学者」の体裁を整えるようになる。そしてあたかも彼らが独力で法学システムを構築したかのごとく認識上の権威が創り上げられ、このようなイマームの権威が非常に増大する過程を経ることにより、学派が形式と実体を獲得することが可能となったという (Hallaq 2001: 237). この箇所のみを読めば、認識において指定された虚構の権威が実体を得るといふ、近代的権威の形成過程と軌を一にするような印象を得るが、むしろ *Authority*~全体を通じて提示されているのは、イスラームの存在論の現実的なあらわれ、つまり差異的で多様な個が〈一〉へと収斂していくモチーフである。

ハッラークもたびたび提起している疑問、つまり四法学派のイマームに比肩する、あるいはそれ以上に優れたムジュタヒドが多数存在したにもかかわらず、彼らが学祖となってそのムジュタヒドの見解だけをタクリードするマズハブが形成されなかったのはなぜかという疑問と表裏一体をなすのは、各マズハブの形成の過程で、後にマズハブ創設者として名を残す法学者の見解だけでなく、その恩師たちや後継者たちによって導かれた「異なる見解」までもがなぜ排除されずに、マズハブの一部を構成していったのかという疑問である。マズハブの黎明期に種々さまざまな法の見解がそ

れへと収斂していく際には、何某の見解という個別性が取り除かれ、アブー・ハニーファ、マーリク、シャーフィイー、イブン・ハンバルの名のもとに、差異的な見解が統合されていく。そしてそのマズハブに従うこと (タクリード) は、その4名のイマーム個人を崇め従うことではなく、その差異的に構成される法的関係性の中に自らを参画させていくことに他ならない。そこでは〈多〉を維持しながら〈一〉へと収斂していくタウヒードの心性が機能している。

同じ原則に立脚し正しい論拠を有する法の見解であれば、たとえマズハブの権威の見解と異なる見解であってもそれをマズハブから排除せずに、むしろ取り込むという姿勢は、それらの相違は類比的なもので究極的には〈一〉につながるという確信ゆえともいえる。その確信の根底には、創造主としての絶対的神とその神に絶対的差異性をもって創造された存在者たちの関係がある一方、神の被造物として存在を共有することによって成立する自己と他者の関係、他者との共有が横たわっている (黒田 2004). またそこでは、そのような共有が単なる観念的、認識論的なものとどまらず、実際に「各人のわたしをわれわれのわたしとして一つに束ねる」社会的行為がシャリーアに示され、その中でも贈与的行為が重要であることが指摘されている。このようにつねに個が全体に対して開かれた各存在者の関係は、法学的見解にも投影されており、すでに示したマーリクの言葉、「私が『私の見解』と述べる時、それは [彼らが] 合意に達した事ごらを意味している。」は、タウヒードに立脚した法的な関係を如実に示すものととらえられる。

さらに黒田 (2010 a: 32) は、イスラームの存在論から導かれる個々の存在者のあり方とその関係を次のように説明している。「同一性の増幅に満足することなく、絶えず他者に目を開き続ける態度は、当然主体のあり方に変化を要請せずにはいない。存在を〈共有〉する他者と〈共存〉するためには、主体は自ら自身であると同時に、絶えず他者と互いに相互交渉を行っていないければなら

ない。自分自身であると同時に、他者と認識、行為を通い合わせねばならない〈私〉という個は、他者との関わりこそ生の基本的な要素、活力としているが、存在の優先性、差異性の重要性は、同時に主体とそれを取り巻く世界全体との関わりの問題に、必然的に関連していくのである。」イスラーム法学が差異的な法的見解を排除するのではなく統合していく方向へ進み、その差異的多元性こそがマズハブを継続させたというハッラークの見解を、認識レベルではなく、存在のレベルにおいて論証するものとして、この観点はきわめて重要である。

マズハブの形成とタウヒード的存在論との関係の詳細は、今後考察されねばならないが、仮定としては、初期2世紀間のイジュティハードの時代は、まさにアッラーを存在の源とする個別的存在者たちの共在の関係を、根源までさかのぼり法的に論証する期間であったととらえられるのではないか。それが確証へと転じたからこそ、異なる見解を統合するマズハブの組織化や、タフリージュ、タルジーフという方法の導入も可能であったのではないか。本稿では法学者の専門性からマズハブを考察したが、マズハブの擁する法的見解は一般の信者の行動規範となり実践されることを目的とし導かれるものである。ハッラークが指摘するように、仮定の事例を立ててファトワーが発せられることはない。つまりイスラーム法学は実践科学であり、その実践者であるムスリムは、「他者と認識、行為を通い合わせる」ために法的見解をムフティーに求め、それを実践するのである。その実践の軌跡は、マズハブから民衆（ナース）へ、そしてウンマ（イスラーム共同体）へと広がり、神へとつながっていく。

そして差異的存在のあらわれとしての法的見解の相互関係に関するこのような仮定は、マズハブ間の関係にも有効であろう。つまり各マズハブは個別に存在するが、それらは同一律の論理のもと排他的、封鎖的な境界によって囲まれる集合体ではない。実際、マズハブの境界から意識的に逸脱しようと試みる法学者たちも存在した (Hallaq

2001: 63)。しかしその逸脱は、マズハブから別のマズハブへ横断することにだけ認められるものではないであろう。ハッラークが指摘した、タクリードの多義的展開とその実践によってマズハブに埋め込まれた変化のプロセスは、マズハブ自体を脱皮させるがごとく、革新的な法的見解を支えるマズハブへと変化させるのであり、このような変化がイスラーム法学のダイナミズムといえるのではないだろうか。

ハッラークは、近現代のイスラーム法学がおかれた状況について、国家法の制定、ワクフ（イスラームにおける寄進）の禁止、近代法と西欧的裁判の導入により、伝統的なイスラームの法システムが構造的、認識論的、解釈学的に崩壊の危機に瀕していることを指摘している。この観点から、*Shari'a: Theory, Practice, Transformation* (Hallaq 2009) では、現代におけるシャリーアの状況について、地域、国家別に具体的に考察がなされている。そこからは、確かに近代システムの再編力は強大であるが、それでもなお、自らの存在の意味とその根源を求めて、イスラーム法を実践する民衆の意志を読み取ることが可能である。

文明論的な観点からとらえるイスラーム共同体の変容は、すぐには可視化されず、目の当たりにするのは激しい戦闘の光景ばかりだが、冒頭でも述べたとおり、イスラーム金融・経済市場の拡大をはじめとし、日常の実践からイスラームの法システムを再構築するためのムスリムの努力は顕著であり、それはイスラームの存在論に支えられた共存社会の再構築の一歩に他ならない。

#### 注

- 1) ただしここでは、スンニー派とシーア派が分断され、本源的に異質な関係にあることを前提とするわけではない。1959年、スンニー派の学的中心であるアル＝アズハル大学の学長、マフムード・シャルトゥートは、ジャアファリー学派を第5番目の法学派と認める見解を示している (Bearman 2005: xii)。イスラームの存在論的観点において

は、両派が共通基盤に立脚するものであることは今後別稿にて考察を行う。

- 2) 本書ではアスハープ・アル=ウジューフ、アスハープ・アル=トゥルク、アスハープ・アル=タフリーズ等、タフリーズを行使する法学者の機能が個別的に述べられているが、本稿においては、それらをタフリーズを行う者という一般概念のもと、ムハッリジュンに統一する。

\*本稿は、中央大学特定課題研究（2010-2011）『イスラーム法の構造とイスラームの社会・政治体制との関連に関する基礎研究』の研究成果の一部である。

#### 参考文献

- Bearman, Peri and Frank E. Vogel (editors) (2005). *The Islamic School of Law: Evolution, Devolution and Progress*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- ガーバー, H. (1996) 『イスラームの国家・社会・法：法の歴史人類学』(黒田壽郎訳・解説) 藤原書店 [Gerber, Haim (1994). *State, Society, and Law in Islam*. State University of New York].
- Hallaq, Wael B. (1984) "Was the Gate of Ijtihād Closed?" *International Journal of Middle East Studies*, 16 [『イジュティハドの門は閉じたのか』(2003) 奥田敦訳, 慶応大学出版会].
- . (1997). *A History of Islamic Legal Theory: An Introduction to Sunnī usūl al-fīqh*. Cambridge: Cambridge University Press. [『イスラーム法理論の歴史：スンニー派法学入門』(2010) 黒田壽郎訳, 書肆心水].
- . (2009). *Sharī'a: Theory, Practice, Transformation*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . (2001). *Authority, Continuity and Change in Islamic Law*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 黒田壽郎 (2004). 『イスラームの構造：タウヒード・シャリーア・ウンマ』 書肆心水.
- . (2010 a) 「訳者序論」ムハンマド・アッ=タバータバーイー『現代イスラーム哲学：ヒクマ存在論とは何か』(黒田壽郎訳・解説), pp. 19-33.
- . (2010 b) 「イスラームと〈存在の優先性〉論」同上, pp. 227-270.
- . (2010 c) 「訳者解説」ワーエル・B・ハッラーク『イスラーム法理論の歴史：スンニー派法学入門』(黒田壽郎訳), 書肆心水, pp. 406-417.
- 櫻井秀子 (2008) 『イスラーム金融：贈与と交換, その共存のシステムを解く』新評論.
- Vikør, Knut S. (2005). *Between God and the Sultan: A History of Islamic Law*. London: Hurst & Company. Massachusetts: Harvard University Press. pp. 1-92.
- Weiss, Bernard (2005). "The Madhhab in Islamic Legal Theory" in Peri Bearman and Frank E. Vogel (editors), *The Islamic School of Law: Evolution, Devolution and Progress*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.